

# KNC NETWORK NEWS

2015年1月10日 発行

## 謹賀新年

年頭に際し、益々のご発展をお祈り申し上げます。

本年もあらゆる角度から皆様のお役に立てますよう努める所存でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

**経営一言:**「このまま進めばいい。来るものが来たら、そのときのことだ。」

(ヘミングウェイ「老人と海」より)

ー 所長コメント: 志を立て、それに向かって実行すること。ことを起こせば、内に外に必ず抵抗はあります。それを一つ一つ気にしたら前に進まない。ー

## マンションの修繕積立金の取扱 《税務》

修繕積立金は、マンションの共用部分について行う将来の大規模修繕などの費用の額に充てられるために長期間にわたって計画的に積み立てられるものであり、実際に修繕などが行われていない限りにおいては、具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していないことから、原則的には、管理組合への支払期日の属する年分の必要経費には算入されず、実際に修繕などが行われ、その費用の額に充てられた部分の金額について、その修繕などが完了した日の属する年分の必要経費に算入されることとなります。しかしながら、一般的には、修繕積立金の納付が義務的であることや管理組合が解散しない限り返還されないこともあって、次の①から④のいずれの要件も満たす場合には、支払期日の属する年分の必要経費に算入することが認められています。

- ① 区分所有者に修繕積立金の支払義務があること
  - ② 修繕積立金が区分所有者へ返還されないものであること
  - ③ 修繕積立金が、将来の修繕などのためにのみ使用され、他へ流用されるものでないこと
  - ④ 修繕積立金の額が、長期修繕計画に基づき各区分所有者の共有持分に応じて、合理的な方法により算出されていること
- 上記の要件をすべて満たしていれば、その年の必要経費に算入して差し支えありません。

## 記念品として支給する金品の税務上の取り扱い 《税務》

創業何周年などの区切りを記念して、会社が従業員に対して記念品などを支給することは、一般的に行われているものであることから、この記念品などが、次のいずれにも該当する場合には、課税しなくてよいこととされています。

- ① その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額(処分見込価額により評価した金額)が1万円以下のものであること
- ② 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間(おおむね5年以上の期間)ごとに支給されるものであること

ただし、この取り扱いを受けるのは記念品に掛かる経済的利益に限られており、記念品に代えて支給する金銭については、給与等として取り扱われることとなっています。

したがって、商品券の支給は金銭による支給と異なりませんので、課税しない経済的利益には該当せず、給与等として課税されることとなります。

## 会社が必要な登記や決算公告を怠るとどうなりますか？

### 《経営》

会社法第976条(過料に処すべき行為)で100万円以下の罰金を受けることとなります。登記の場合を例にとりますと、登記すべき事由が発生しますと原則してその時から本店所在地の法務局へ2週間以内に手続きをすることとなります。手続きが遅れた場合でも、すぐに罰金を科されるわけではなく、登記手続きが遅れていることを知った登記官から裁判所へその旨の通知された場合によります。

これによりますと、登記官から裁判官へ通知されなければ、過料に処せられることは無いこととなります……。

その通知を受けた裁判官から、会社の代表者個人へ通知されることとなります。

刑事罰ではなく、行政罰であるため、代表者に前科はつきませんが、この罰金は、会社の経費(損金)とすることはできないため、注意が必要です。金額も100万円以下の罰金と規定されているため、1万円の場合もあれば10万円の場合もあるかと思えます。決算公告の場合は、定時株主総会承認後遅滞なく公告をしなければなりません。

## 将来に余財を残す節約経営 《経営》

居酒屋に居た時、隣のテーブルに居た中小企業経営者らしき人がこんな会話をしていました。「今度、経費に出来る交際費の枠が広がって、使った方が税金の得になるそうです。枠を気にしなくて良いから助かるよ」。企業経営は「勤勉」によって収益を上げ、それに見合った支出(仕入や経費)を「節約」しながら実行することです。最終的には収益から支出を控除した「将来への余財」をいかに多く残せるかの勝負となります。この実現は定期的に各種計画を作り、その計画に沿って節約しながら進めることによります。ところが、企業の相当数は事前に計画を作らず、数値目標も無ければ結果の評価基準も無いところが珍しくありません。

このような企業の収益は全て成り行き任せであり、勤勉に働くといっても目標が定まっていないので社員の努力指標はまちまちとなります。普通、人は目標や期限が無い物に達成意欲や生きがいを持たないものです。単に税金が安くなるから交際費(経費)を節約しないというような使い方は、やがて人件費や家賃等の経費を賄えなくなって採算性を悪化させます。当たり前の現象ですが、収益や支出に目標を設定して計画を作って勤勉に働き、計画に沿ってやりくりしながら支出することが、「将来に余財を残す勝者の節約経営」です。